

【別紙 1】 調査成果の概要

明治 38（1905）年島根県編入後に初めて現在の竹島を
「竹島」と表記した公的地図の発見について

1. 調査者

船杉力修 島根大学法文学部教授（歴史地理学）

2. 調査期間 2023 年 8 月～2023 年 11 月

3. 調査場所 国立国会図書館、国立公文書館、海上保安庁海洋情報部

4. 特記事項

(1) 地図の概要

- ・タイトル：海図 1013 号「日本近海水先圖 明治三十八年五月」
- ・編者、発行者：水路部
- ・刊行年月日：明治 38（1905）年 4 月 22 日
- ・所蔵：国立国会図書館（東京本館地図室、請求記号 YG26-Z-1594）
- ・大きさ、容量等：地図 1 枚、色刷、72×99cm

(2) 調査の経緯

領土問題の調査研究を行っている日本国際問題研究所から、竹島の古地図の調査研究を委託された、船杉力修島根大学法文学部教授が、今年度（2023）年度の日本国際問題研究所からの島根大学への受託研究「古地図からみた竹島の地理学的研究」の経費で、明治 38（1905）年 1 月の閣議決定による竹島の島根県編入以後における海図での竹島の記載状況を調査したところ、2023 年 10 月に、明治 38（1905）年 5 月刊行の海図（雑図）「日本近海水先圖 明治三十八年五月」において、現在の竹島を「竹島」と表記していたことが初めて明らかとなった。受託研究では、コピー、データ化、調査研究を実施した。

(3) 「日本近海水先圖」について

「日本近海水先圖」は中央气象台（現在の気象庁）で調査し、海軍の水路部で刊行したものである。海軍の各艦隊及び各海軍の測器庫へ発送されただけでなく、日本郵船株式会社で販売しており、定価 12 銭であった¹⁾。『官報』所収「水路告示」によると、「日本近海水先圖 明治三十七年十二月」は定価 12 銭²⁾、「日本近海水先圖 明治三十八年一月」は定価 15 銭³⁾、明治 38 年以降は定価が 15 銭となっている。

「日本近海水先圖」の初刊の明治 37（1904）年の 4 月分は既に 3 月 21 日、5 月分は 4 月 20 日に発行された。6 月分以降の分も毎月印刷、発行されるはずであるとしている⁴⁾。明治 40（1907）年の海図の目録によると⁵⁾、「注意 三十九年三月以後ノ水先圖ハ新材料ヲ得ル迄、前年同月分ト大差ナキヲ以テ刊行セス」とある。明治 39（1906）年 3 月以降は発行されなかった。すなわち、「日本近海水先圖」は、明治 37 年 4 月から明治 39 年 2 月ま

で刊行された。現在国内での所蔵状況は、国立国会図書館地図室のみで、明治 37 年 4 月、8 月、11 月、12 月の 4 冊が欠本となっている【別紙 2】。刊行者の水路部は、大正 12 (1923) 年 9 月 1 日の関東大震災で全焼したため、後身の海上保安庁海洋情報部には所蔵がない。

海図の範囲は、東経 111 度から東経 155 度まで、北緯 22 度から北緯 46 度まで、北は択捉島、南は火山列島、台湾の南端、西は清国の洞庭湾、東は南鳥島を含めた海陸図である。明治 37 年 12 月発行の「日本近海水先圖 明治三十八年一月」より前では、地図のサイズが小さく、東経は 150 度までで、南鳥島は入っていない⁶⁾。地図上の黒丸印は測候所を示し、山陰地方では、境、西郷、浜田が記載されている。

「日本近海水先圖」は、陸地には網目を施し、また山川及地名の主なものを記入している。その地図上に、該当月の従来⁷⁾の観測の結果に基づき、等圧線、等温線、主要低気圧進路、磁針等偏差線⁷⁾を書き、経緯各 1 度内の流行風、海温、霧頻度も示している。気圧に関する事項は青色、温度は気温、海温ともに赤色、等偏差線は黒色で表記している⁸⁾。実に航海者はもちろんその他諸方面に歓迎されるべきである図である。この図は米国水路部出版の月刊北太平洋水先図と同種のもので、特に日本付近における精査に基づき、調整したもので、米国製の地図よりはるかに確実かつ必要なことは言うまでもない。とにかくこの地図の必要が一日も欠けていけない。こうした新案の地図に材料を供給した航海者及びその材料に基づき精査を遂げられた中央气象台に向けて謝意を表すと紹介されている⁹⁾。

日露戦争の際に、水路部で戦時における臨時の須要に応じて遂行した事業について、日誌として記録した『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』（防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開）¹⁰⁾のうち 3 月の水路部日誌¹¹⁾によると、以下の記事が出ている。初版にあたる「日本近海水先圖 明治三十七年四月」の刊行過程が記載されている。

- ①「同上（※図誌ノ編製） 同日（※八日） 日本近海水先図、製図ニ着手ス」（105 コマ）
- ②「水先図出版 同日（※九日） 事件中毎月一回日本近海水先圖ヲ刊行シ、各艦船へ供給ノ義ニ付上申」（106 コマ）
- ③「水先図出版 同日（※十二日） 本月九日ヲ以テ上申シタル日本近海水先図刊行頒布ノ件認許ス 但臨時事件費支弁ト心得ヘキ旨被達」（108 コマ）
- ④「事件費事務 同日（※十二日） 日本近海水先図刊行頒布認許ニ付、其豫算トシテ、金三十六円ノ増額ヲ請求ス」（108 コマ）
- ⑤「事件費出認 同日（※十三日） 本月十二日ヲ以テ請求セル日本近海水先図刊行ニ関スル臨時事件費水路費豫算トシテ、金三十六円ノ増額配附ヲ受ク」（110 コマ）
- ⑥「図誌ノ編製 同日（※二十一日） 海図第一〇一三號日本近海水先図、本年四月用、出版成ル」（117 コマ）
- ⑦「同上（※出版図誌ノ供給） 同日（※二十五日） 海図第一〇一三號日本近海水先図、本年四月用、百四十六枚ヲ艦隊用トシテ佐世保へ發送ス」（120 コマ）

上記の記事から、明治 37 年 4 月 8 日には海図の製図が始まり、9 日には、海軍軍令部に対して、日露戦争中は、毎月 1 回この海図を刊行して、各艦船へ供給する件を上申したところ、12 日には、この海図の刊行頒布について許可があり、その予算は日露戦争の臨時費

で支払うように心得るべきと達せられ、21日には、この海図が出版され、25日には、海図1013号として146枚が艦隊用として佐世保鎮守府へ発送されたとある¹²⁾。すなわち、この海図は、日露戦争での航海及び作戦計画のために作成され、海軍の各艦隊、各海軍の測器庫へ発送されたと考えられる。

しかしながら、この海図の刊行は、明治37年3月29日の『官報』所収「水路告示」によると、「海軍海圖新刊」として「明治三十七年四月 日本近海水先圖」、「定價 金拾貳錢」と告示されており、この告示の印刷物は若干部を図誌売捌所にあたる日本郵船株式会社で備え置き、各航海者の臨時の要望に応じることになっていると記していること¹³⁾、同日の海事関係の雑誌『海商通報』870号には、前記の官報が冒頭に引用されていること¹⁴⁾、同年6月15日には、先に記した東京地学協会発行の『地学雑誌』16巻6号の雑報で大きく紹介されたこと¹⁵⁾などから、民間の航海用としても使用されたと考えられる¹⁶⁾。

海図、水路誌の刊行状況を記した『刊行水路圖誌目録』のうち、明治38年1月20日発行をみると¹⁷⁾、「日本近海水先圖」は、地域ごとに記した、航海用に使用される「普通海図」とは別に分類され、航海参考用の「雑圖」として記載されている。

水路部の歴史をまとめた『水路部沿革史 自明治19年至大正15年』のうち、明治37年5月によると¹⁸⁾、「臨時軍事費支辨ヲ以テ日本近海水先圖ノ刊行ノ件允許ヲ得本月ヨリ之ヲ刊行ス、之當部ニ於テ此ノ種圖類刊行ノ初ナリ」とあり、水路部では「日本近海水先圖」といった天気の状態を記した海図の刊行は初めてのことであり、水路部の歴史でも画期的なことであったといえる。

(4) 「日本近海水先圖 明治三十八年五月」における「竹島」の表記について

【別紙3、別紙4、別紙5、別紙6】

前記の『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』（防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開）のうち、明治38（1905）年4月水路部日誌によると、この海図の編製、刊行、供給の過程が分かる。以下のように記されている¹⁹⁾。

- ①「図誌編製 同九日 海図第一〇一三号（日本近海水先図、五月用）製図着手」（382コマ）
- ②「図誌編製 同十日 海図第一〇一三号（日本近海水先図五月用）彫刻着手」（383コマ）
- ③「同上（※図誌編製） 同日（※廿二日）海図第一〇一三号（日本近海水先図五月用）出版成ル」（391コマ）
- ④「同上（※図誌編製） 同日（※廿二日）海図第一〇一三号（日本近海水先図五月用）彫刻成ル」（391コマ）
- ⑤「図誌供給 同廿六日 海図第一〇一三号（日本近海水先図五月用）二百三十三枚ヲ艦隊及各海軍測器庫へ發送ス」（393コマ）

すなわち、明治38年4月9日には海図の編製が始まり、22日には海図の編製が終わり、26日には、海軍の艦隊、各海軍の測器庫に233枚が発送されたとある。

現存する海図1013号「日本近海水先圖」（1013号）12点での鬱陵島と竹島の記載状況を示したのが【別紙2】である。鬱陵島には、明治37年5月、6月、7月、9月、10月には、「鬱陵島（松島）」と記しているが、明治38年1月から明治39年2月までは、「鬱

陵島」と記している。竹島については、明治38年5月から記され、明治38年5月、6月は、「竹島（リアンコールド岩）」、7月、8月、9月、10月、11月、12月は「竹島（Liancourt R(ks.))」と、日本名と西洋名を記している。明治39年1月、2月は、「竹島」と日本名のみを記している。管見の限り、明治38年5月が、日本政府発行の海図で初めて現在の竹島を「竹島」と表記したと考えられる。

陸地の地形図を刊行した、陸地測量部の地図では、明治42（1909）年修正、同年8月発行の100万分1東亜輿地図「松江」が最も古く、鬱陵島には、「鬱陵島（松島）韓国江原道」、竹島には「竹島（島根県隠岐）」と記している。明治38年1月の閣議決定、2月の島根県告示の内容を反映している。ただし、戦前、陸軍の陸地測量部は、外地の測量を優先しており、戦後は韓国側に不法占拠されたので、竹島は現地で測量を行っていない。

一方、海軍の水路部は、明治41（1908）年8月4日・5日、竹島を測量し、世界で初めての実測図（縮尺1/18204）を作成しており、実測図は『本標経緯度実測原簿』（海上保安庁海洋情報部所蔵）に収録されているが、この実測図は刊行されなかった²⁰⁾。

このほか、文部省検定済教科書では、山上萬次郎『最近統合帝国地図』大日本図書株式会社のうち、明治41年1月訂正4版の第1図「日本帝国」において、隠岐諸島北西の日本海上に「竹島（リヤンコールド岩）」と記載している²¹⁾。

管見の限り、地域ごとに記した、航海用に使用される「普通海図」では、明治38年前後においては、竹島の記載は4種類の海図で見られる【別紙7】。このうち、明治37年以前刊行の海図では、竹島を次のように表記している。

- ①「總圖」海図128号「日本總部 附朝鮮及其附近露清海岸」、明治24（1891）年8月刊行、明治30（1897）年6月小改正、「リアンコールド岩」、日本国際問題研究所所蔵
- ②「總圖」海図95号「日本 本洲九州及四國 附朝鮮」、明治24（1891）年11月、明治25（1892）年8月大改正、明治29（1896）年9月小改正、「リアンコールド岩」、国立公文書館所蔵
- ③-1「本州北西岸」海図179号「日本海西部」、明治37年4月刊行、「リアンコールド岩」、国立国会図書館所蔵
- ③-2「本州北西岸」海図179号「日本海西部」、明治37年8月刊行、「Liancourt R(ks.)」、国立国会図書館所蔵
- ④「朝鮮沿岸」海図21号「朝鮮全岸」、明治29年4月刊行、明治30年7月小改正、「リヤンコールド岩」、日本国際問題研究所所蔵

すなわち、いずれの海図でも、竹島を西洋名「リアンコールド岩」、「リアンコールド岩」、「Liancourt R(ks.)」と表記されていることが確認できる。

その後明治38年の島根県竹島編入以降の「普通海図」には、新たに現在の竹島に「竹島」の表記がみられ、以下の3点の海図に記載がある【別紙7】。

- ①「總圖」海図1号「日本總部及附近諸海」、明治40年3月刊行、「竹島」、海上保安庁海洋情報部所蔵
- ②「總圖」海図2号「日本中部及朝鮮」、明治39年3月刊行、「竹島（リアンコールド岩）」、海上保安庁海洋情報部所蔵
- ③「本州北西岸」海図179号「日本海西部」明治37年8月刊行、明治39年8月小改正、「竹島（Liancourt R(ks.))」、国立国会図書館所蔵

これまでの研究において、海図では、②の2号「日本中部及朝鮮」明治39（1906）年3月刊行、③の179号「日本海西部」明治39年8月小改正が古いとみていたが、今回、海図の種類では、航海参考用の「雑図」であるものの、刊行年月がさらに遡ることとなった。刊行年月をみると、竹島の島根県編入を閣議決定した明治38年1月28日から約3か月後、同年2月22日の島根県告示から約2か月後で、わが国の公的機関である海軍の水路部からの刊行された海図において、初めて現在の竹島に「竹島」と表記されたことが注目される。もっといえば、海図の編製が始まった4月9日は、閣議決定から約2か月後、島根県告示から約1か月後ということとなる。また、海図の刊行された明治38年4月22日といえば、竹島が内外で有名となった日露戦争の日本海海戦（5月27・28日）の約1か月前にあたる。ちなみに、前月の「日本近海水先圖 明治三十八年四月」は、3月14日製図着手、15日彫刻着手、25日彫刻完成、28日243枚を各海軍測器庫へ発送するとある。つまり、日本海海戦の前には、わが国の公的地図で、現在の竹島に「竹島」と表記され、海軍の各艦隊、各海軍の測器庫へ発送されただけでなく、日本郵船株式会社を通じて、民間にも販売されていたのである。すなわち、遅くとも明治38年4月22日の時点では、竹島の存在が国内、すなわち、海軍や民間に広く浸透していたのである。

他の海図と比較して、「日本近海水先圖 明治三十八年五月」に現在の竹島に「竹島」と早く表記された理由の一つとしては、「日本近海水先圖」は毎月刊行されたので、比較的早く更新できたことが挙げられる。明治34（1901）年の『水路圖誌改補心得』によると²²⁾、海図の改補には、大きく①改版、②大改正、③小改正、④軽改正、⑤補図、⑥再版があるとする。①の改版とは、「原版ヲ全ク改刻スルモノニシテ、區域及圖積ノ變更等ヨリ行フモノヲ云フ、改版成ルトキハ水路告示ヲ發シテ従前頒布ノ同圖ヲ廢スルモノトス」とあり、海図の区域、図積変更のため、海図を全面的に改正することを指し、改版ができた後は、従前頒布の海図は廃版となる。②の大改正とは「改補スヘキ部分過大ニシテ手記シ難キカ爲、直ニ原版ニ改補ヲ行フモノヲ云フ、水路部ニ於テハ材料入手次第、速ニ原版ヲ改補シ、其海圖ノ右欄外上隅ニ、大改正明治何年何月（略）ト刻シ（略）、出来ノ上ハ水路告示ヲ發シテ従前頒布ノ同圖ヲ廢スルモノトス」とあり、海図で改正する部分が多い時は手記するのが難しいので、原版に改刻を行い、改刷することを指し、大改正ができた後は、従前頒布の海図は廃版となる。③小改正とは「直接海圖上ニ手記ヲ以テ施シ得ヘキ簡單ノ改正ニシテ、即水路告示中重要ノ事項（略）ノミヨリ改補スルモノヲ謂フ（略）、小改正ヲ行ヒタルトキハ、其海圖ノ右欄外下隅ニ、先ツ明治何年何月小改正（略）ヲ記スヘシ（略）、以後小改正ヲ重ヌル毎ニ、右欄外ニ在テハ次第ニ上部ニ（略）年月ヲ記スヘシ」とし、改正する部分が小さいもので、手記で改補する程度の改正で、島嶼、暗礁、沈船、航路標識、水深等の発見、変化、新設等に関するものをいう。④の軽改正とは、「小改正ト同シク手記シ得ヘキ改正ニシテ、即水路告示中重要ナラサル事項（略）ノミヨリ改補スルモノヲ謂フ、此改正ハ欄外ニ改正年月ヲ記入セサルモノトス」とあり、小改正と同じく手記で改補を行うものであるが、改正を欄外に記入せず、水路告示の改正事項のなかで比較的重要でないもの、例えば、暗礁など航海上直接関係のない小尺度の図に記入するもの、灯火光達の変更など航路標識に関するもの、雑項に関するもの（一時の障碍物の存廃、船渠・栈橋、波止場等の存廃、海底電線の存廃、諸名称の改正など）を指す。⑤の補図とは、「水路告示ヲ發セスシテ直ニ原版ニ改補ヲ行フモノヲ謂フ、其事項ハ水路告示ヲ

發シテ之ヲ示スノ程度ニ至ラサル事物ニシテ、即航海上ノ關係最モ少キモノトス」とあり、水路告示を發してこれを示す程の事項でないもので、直ちに原版に改補を行うものとしている。⑥の再版は、原版が摩滅し不鮮明のため、内容を変更することなく、再び製版するもので、再版年月は初版刊行年月の次に記し、特に告示をすることは無いとしている。

明治31(1898)年3月の「水路圖誌水路測器規則」によると²³⁾、第4条には「水路部ハ東京ニ在ル各廳及各鎮守府測器庫ニ圖誌ヲ供給ス、各鎮守府測器庫ハ當該鎮守府ノ艦隊幕僚及該鎮守府在籍ノ艦船其他管区内ニ在ル海軍各部ニ圖誌ヲ供給ス」、第5条に「水路部若ハ測器庫ヨリ供給スル圖誌ハ總テ最新ノ改正ヲ經タルモノタルヘシ、水路部若ハ測器庫ハ常ニ新版若ハ大改正ノ圖誌ヲ最モ迅速確實ナル方法ヲ以テ海軍部内ニ供給スルコトヲ努ムヘシ」とあり、水路部は海図、水路誌といった図誌を各鎮守府の測器庫へ供給すること、各鎮守府の測器庫は當該鎮守府の艦隊幕僚と、當該鎮守府に在籍の艦船等に図誌を供給すること、水路部もしくは測器庫より供給する図誌は全て最新の改正を経たものであるべきこと、水路部もしくは測器庫は常に新版もしくは大改正の図誌を最も迅速確實な方法で海軍部内に供給することを努めるべきこととある。すなわち、水路部は、各鎮守府の測器庫を通じて、新版、改版、大改正の海図を各鎮守府の艦隊幕僚、艦船等へ供給すべきことが定められていた。

明治38年竹島島根県編入前後の刊行で、現在の竹島が記載された「普通海図」は4点あるが、その改補の状況は以下の通りである。

- ①「總圖」海図128・1号²⁴⁾「日本總部 附朝鮮及其附近露清海岸」(明治24年8月刊行)は、大改正がなく、小改正は明治25年から明治30年までほぼ毎年数回行われているが、その後は行われていない。明治40年3月新たに海図1号「日本總部及附近諸海」が刊行されたので、従前頒布の海図は廃版となった。
- ②「總圖」海図95号「日本 本洲九州及四國 附朝鮮」(明治24年11月刊行)は、大改正が明治25年8月で、小改正がほぼ毎年数回行われており、編入後には明治38年7月にされているが、明治39年3月改版され、海図2号「日本中部及朝鮮」となり、海図95号「日本 本洲九州及四國 附朝鮮」は廃版となった。
- ③「本州北西岸」海図179号「日本海西部」(明治37年4月刊行)は、大改正が明治39年10月で、小改正はほぼ毎年数回行われているが、編入後には明治38年7月になされている。
- ④「朝鮮」海図21号・301号²⁵⁾「朝鮮全岸」(明治29年4月刊行)は、大改正がなく、小改正はほぼ毎年行われており、編入後には明治38年7月になされているが、明治39年3月改版され、新たに「朝鮮全岸」が刊行されたので、従前頒布の海図は廃版となった。

このように、他の海図は、海図の種類によるが、小改正はほぼ毎年数回行われているが、改版は10年程度に1回、大改正5年程度に1回しか行われていない。つまり、他の海図は、なかなか改版、大改正ができなかったのに対して、ほぼ毎年1回程度小改正が行われるのみであったが、「日本近海水先圖」は毎月1回刊行されていたので、「竹島」と比較的早く表記されたと考えられる²⁶⁾。

このようなことから、明治38年5月の日本海海戦の際に各艦船が携帯していた海図は、その直前に改版、大改正したものでなかったと考えられる。実際、明治37年4月刊行で新

刊の海図 179 号「日本海西部」について、前記の『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』（防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開）のうち、明治 37 年 4 月水路部日誌によると、次のような記載がみられる²⁷⁾。4 月 1 日「海圖第一七九號（日本海西部）出版成ル」（0127）、4 月 15 日「海図第一七九號（日本海西部）二百九十枚ヲ各艦隊并各測器庫へ發送ス」（0135）とある。この海図では、竹島は島根県編入前であることから、西洋名「リアンコールド岩」と表記されている。

したがって、日本海海戦の際に、各艦船が携帯していた海図には、竹島に西洋名「リアンコールド岩」が記されていたと考えられる。これは、海軍の艦隊が竹島島根県編入を知っていたかどうかではなく、艦隊が携帯していた海図には、現在の竹島に西洋名「リアンコールド岩」と表記されていたことを指すに過ぎない。しかしながら、明治 38 年 4 月 22 日には、海図で現在の竹島に「竹島」と表記された「日本近海水先圖 明治三十八年五月」が刊行され、4 月 26 日には、海軍の各艦隊、各海軍の測器庫に 233 枚が發送されたことから、海軍の艦隊にも竹島の存在が広く浸透していたと考えられる。

(5) 韓国側の主張への反論及びこの地図の意義

韓国側は、明治 38 年の竹島島根県編入は秘密裏に行われ、日露戦争の日本海海戦の後まで、韓国だけでなく、日本国民のなかでも広く認知されることはなかった」という主張を展開している。具体的には、「竹島＝独島の領土編入は政府レベルでは極秘になされたので、海軍省や官報を作成する政府機関は、日本海海戦まで「竹島」が日本領になったことを知らず、外国の島と思い込んでいた。領土編入の事実を隠しとおすために「リアンコールド」の名前を使用し続けた。海軍が積極的に秘密を守った」とするもので、その根拠は概ね以下の通りである。

- ①明治 38 年 1 月の竹島の島根県編入の閣議決定後、2 月 22 日、島根県知事による竹島の島根県編入の告示を行い、その内容が 2 月 24 日の島根県の地方紙である山陰新聞で小さく報道したこと。
- ②海軍省（聯合艦隊司令長官東郷平八郎）からの日本海戦の戦報のうち、5 月 29 日の『官報 6571 号』号外の「日本海海戦戦報 其三 今二十九日午前著電」において「「リアンコールド」岩附近」²⁸⁾、5 月 30 日の『官報 6572 号』号外の「日本海海戦續報 其五 同上（※今三十日午後著電）」において「「リアンコールド」岩附近」²⁹⁾と、いずれも竹島を西洋名で記したこと、しかしながら、6 月 5 日の『官報 6577 号』の「戦報」のうち、海軍省副官からの「訂正」において、「去月二十九日官報號外本欄日本海海戦戦報ノ項其三及同三十日同日本海海戦續報ノ項其五中「リヤンコールド岩」ヲ孰モ「竹島」ニ訂正ス」³⁰⁾と、竹島の名称について西洋名から日本名へ訂正の記事を出していること。

①については、従来の研究ですでに明らかにされているように、領土編入の手続きは国際法上、他国への通知義務はない。閣議決定、府県告示による手続きは、竹島のほか、明治 31（1898）年南鳥島（東京府告示）、明治 33（1900）年沖大東島（沖縄県告示）、明治 41（1908）年中ノ鳥島（東京府告示、不存在）が挙げられる。このうち、南鳥島については、米国政府は、わが国の先占の事実を知らず、明治 35（1902）年米国人ローズヒル一行の南鳥島渡航を許可し、ローズヒルが南鳥島へ渡航し、事業を開始しようとした「南鳥島事件」が起きるが、ローズヒルは南鳥島で外務省からの書簡を受け取り、帰港した後、南

鳥島について日米間での問題は何も生じていないことから、他国への通知義務がないのは明らかである。

②については、いずれも史料に基づかない憶測に過ぎない。まず、当時の法令を確認すると、明治33(1900)年5月24日の「水路部条例」によると、第3条に「水路部ニ部長ヲ置キ海軍大臣ニ隷シ部務ヲ總理セシム」³¹⁾とあり、明治34(1901)年5月14日の「水路部処務規定」によると、第2条に「水路部ハ常ニ海軍省軍務局及海軍測器庫ト氣脈ヲ通スヘシ」、第4条に「部長ハ水路圖誌ノ發行及廢止ハ海軍大臣ノ認可ヲ承ケテ之ヲ公布シ、一小部ノ改正及増補等ニ關スル告示ノ類ハ直ニ之ヲ公布ヲ行フヘシ」とある³²⁾。すなわち、水路部長は海軍大臣の隷属していること、水路部長は海軍省軍務局(※海軍の軍政を所管した中枢的部局)と海軍測器庫と氣脈を通じていること、**海図、水路誌といった水路図誌の発行、廢止は海軍大臣に認可を承けて公布すること**、一部の改正や増補に関する告示も直ちに告示することが定められている。公布は官報及び水路告示で行い、水路告示は官報に掲載された。

明治38年1月28日の閣議決定、2月22日の島根県告示の後、海図で現在の竹島に「竹島」と表記された「日本近海水先圖 明治三十八年五月」の刊行に際しても、水路部長は海軍大臣の認可を承けたと考えられる。実際、上述したように、4月9日には海図の編製が始まり、22日には海図の編製が終わり、26日には、海軍の各艦隊、各海軍の測器庫に233枚が発送された。したがって、日本海海戦の際に「海軍省は「竹島」が日本領になったことを知らず、その島を外国の島と思い込んでいた」ことはあり得ないといえる。また官報は、当時は内閣所管の印刷局が発行しており、国の法令や公示事項を掲載し国民に周知するための国の公報として発行したもので、具体的には、政府や各府省などが公布する文書を編集したもので、当時の官報に竹島が記載されていなくとも、官報を作成する政府機関である印刷局が竹島を知らなかったことを示すわけではなく、海軍省の出した公布する文書に、竹島ではなく、竹島の西洋名が記されたことを示すに過ぎない。

また、「日本政府は、領土編入の事実を隠しとおすために「リアンコールト」の名前を使用しつづけた」とあるのも、実際、日本海大戦の前の明治38年4月22日には、現在の竹島に「竹島」と表記された「日本近海水先圖 明治三十八年五月」が海軍の水路部によって刊行されたことから、これも憶測に過ぎない。さらにいえば、6月5日の『官報 6577号』の「戦報」のうち、海軍省副官からの「訂正」において、「リヤンコールト岩」はいずれも「竹島」に訂正すると記されていることから、政府、海軍省が「領土編入の事実を隠しとおすために「リアンコールト」の名前を使用しつづけた」ということもあり得ないことである。

すなわち、韓国側の主張、「明治38年の竹島島根県編入は秘密裏に行われ、韓国だけでなく、日本国民のなかでも広く認知されることはなかった」とする主張は、現在の竹島に「竹島」と表記された、明治38年4月22日の刊行の「日本近海水先圖 明治三十八年五月」によって、明確に否定することができた。刊行時期は竹島が内外で有名となった日露戦争の日本海海戦の約1か月前にあたる。日本海海戦の前には、わが国の公的地図に、現在の竹島に「竹島」と表記され、海軍の各艦隊、各海軍の測器庫へ発送されただけでなく、民間にも販売されていたのである。遅くとも日本海海戦の約1か月前には、竹島の存在が国内、つまり海軍や民間に広く浸透していたのである³³⁾。

すなわち、この海図の発見により、韓国側の主張に対して明確に反論することができたといえる。またこの海図は、竹島がわが国固有の領土であることを補強する資料であるといえる。

5. その他

今回の研究成果は、12月1日、日本国際問題研究所のホームページで公開する予定である。また、「日本近海水先圖 明治三十八年五月」の写真もあわせて、日本国際問題研究所のホームページで公開する予定である。さらに「日本近海水先圖 明治三十八年五月」の複製版は、島根県竹島資料室及び島根県隠岐の島町の久見竹島歴史館で、12月1日より展示される予定である。

<注>

- 1) 著者不明(1904)：「日本近海水先圖の新刊」、地学雑誌 16-6、p.413。文末に「(ア、タ)」とあるので、地理学者田中阿歌麿の可能性はある。
- 2) 『官報』6425号(明治37年11月29日発行)所収「水路告示1558号」、第4429項による(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- 3) 『官報』6451号(明治37年12月29日発行)所収「水路告示1572号」、第4465項による(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- 4) 前掲1)。
- 5) 水路部編(1907)：『刊行水路圖誌目録 明治四十年一月一日調査』、水路部、p.89(国立国会図書館デジタルコレクション)。これ以降の目録には同様の記載がある。なお、『官報』6799号(明治39年3月2日発行)所収「水路告示1779号」、第5131項(国立国会図書館デジタルコレクション)によると、「三月水先圖前年分襲用 明治三十九年三月ノ日本近海水先圖ハ印刷原動機終善中且同三十八年三月分ト大差ナキヲ以テ刊行セス前年分ヲ使用ス」とし、「日本近海水先圖 明治三十九年三月」を刊行しない理由の一つとして、印刷原動機が修善中であることを挙げている。また、『官報』285号(大正2(1913)年7月11日発行)所収「水路告示57号」、第208項(国立国会図書館デジタルコレクション)によると、新たに大正2年6月に「日本近海氣象圖」が刊行されたため、「日本近海水先圖」が廃版となったとする。
- 6) 「日本近海水先圖 明治三十七年十月」の大きさは56×75cmである。地図の範囲は、東経111度から東経150度まで、北緯22度から北緯45度まで、北と東は択捉島、南は火山列島、台湾の南端、西は廣東省となっている。
- 7) 『測量用語辞典』によると、磁針偏差とは「磁気偏差ともいい、真北と磁北とのなす角度をいう。日本では大阪で真北に対して磁北が西に(西偏という)6度50分、神戸で7度、京都で7度10分など、地域で異なり、北に上がるほど大きくなり、北海道では9～10度となっている。また時間とともに変化しており、17世紀中ごろは東偏8度ぐらいに達しており、徐々に変化し、19世紀初めに西偏となり、現在でも西偏が進んでいる。」
- 8) この海図は色刷であるが、国立国会図書館の規定により、白黒複写しかできなかった。
- 9) 前掲1)。
- 10) 水路部日誌凡例によると、「ただし、図誌の供給は第一区、すなわち、わが国と周辺

- 区域を挙げるが、その製作事業は、おおよそ黒龍沿岸州、朝鮮、北支那に関するものを挙げる。事業についてはその着手と終了のみを挙げ、進行中のものは略す」としている（48 コマ）。「肝付水路部長報告日誌（2）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09050494200、肝付 水路部長 報告日誌 明治 37～38（防衛省防衛研究所）。
- 11) 「肝付水路部長報告日誌（3）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09050494300、肝付 水路部長 報告日誌 明治 37～38（防衛省防衛研究所）。
- 12) 日誌の4月22日には、「同上（※出版図誌ノ供給）海圖第三八七號（支那北岸石島灣及附近）、同第一〇一三號日本近海水先圖、三十七年五月用、合計四百八十四枚ヲ各測器庫へ發送ス」（138 コマ）とあることから、佐世保を含めた海軍の測器庫へ發送されたと考えられる。前掲10）。
- 13) 『官報』6219号（明治37年3月29日発行）所収「水路告示1480号」、第4178項（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 14) 国立国会図書館デジタルコレクション。
- 15) 前掲1）。
- 16) 『日本水路史』によると、明治37年度の海図供給・払下げ実数の比較として、鎮守府68822（部版57811、英版11011）、部内各庁6492、諸官庁1691、外国水路部904、払下げ60388計138297（廃版10745を除く）とあり、払下げが43.7%にも及んでいる。海上保安庁水路部編（1971）：『日本水路史：1871～1971』、日本水路協会、p.128。
- 17) 水路部編（1905）：『刊行水路圖誌目録 明治38年1月20日調査』、水路部、pp.80-81（国立国会図書館デジタルコレクション）。
- 18) 水路部編（1935）：『水路部沿革史 自明治19年至大正15年』、水路部、p.131（国立国会図書館デジタルコレクション）。
- 19) 「肝付水路部長報告日誌（8）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09050494800、肝付 水路部長 報告日誌 明治 37～38（防衛省防衛研究所）。
- 20) 2012年4月12日島根県報道発表資料「明治41年水路部が竹島を近代測量法に基づき初めて測量した資料の発見について」
- 21) 2010年1月27日島根県報道発表資料「文部省検定済教科書『最近統合帝国地図』（明治39年及び大正4年発行）における竹島の記載について」
- 22) 水路部編（1901）：『水路圖誌改補心得』、水路部、pp.1-7（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 23) 海軍省経理局編（1904）：『海軍會計法規類集 4版』、海軍省経理局、pp.419-422（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 24) 明治38年5月11日、海図番号が改正され、128号から1号に変更された。
- 25) 明治37年9月13日、海図番号が改正され、21号から301号に変更された。
- 26) 現段階では、関東大震災で水路部が全焼し、関東大震災以前に刊行された海図が全て残っていないため、「普通海図」でいつから「竹島」と表記されたかは明らかにし難い。管見の限り、上記の普通海図4点のうち、3点が明治38年7月に小改正が行われているが、『官報』所収の水路告示では、7月4日の『官報』6602号所収「水路告示」1661号で、朝鮮南岸の済州島南側浅灘の発見で、海図301号が出ていること、7月13日の『官報』6610号所収「水路告示」1669号で、朝鮮東岸の蔚山港近傍の功端岬（カンヂャリク

ツ) 沖疑礁の精測及孤立礁の発見で、海図 179、301 号、2 号が出ていることを 7 月の小改正は指しているとみられるが、竹島の記載はみられない。加えて、海図 179 号「日本海西部」は明治 38 年 2 月に小改正があるとみられる（国立国会図書館所蔵、明治 39 年 8 月小改正、YG4-Z-L-7200）ので、同月の『官報』を確認したところ、2 月 23 日の『官報』6492 号所収「水路告示」1589 号で、朝鮮東岸の永興湾の水深の補記で、海図 179、301 号が出ていることを 2 月の小改正は指しているとみられるが、竹島の記載はみられない（国立国会図書館デジタルコレクションによる）。すなわち、「竹島」の表記は、海図の改補のなかの⑤の補図とみられ、水路告示を発してこれを示す程の事項でないもので、直ちに原版に改補を行うもので、航海上関係の最も少ないものにあたると思われる。諸名称の変更は、④の軽改正でも、水路告示の改正事項のなかで比較的重要でないものとされている。海図は、航行安全のために作製されるものであり、航海上関係の最も多いものを表記することが重要であるからである。竹島は、西洋名であったとしても、航行安全のためには島の位置が正確に記されていることが重要視されていたと考えられる。詳細は今後の課題としたい。

- 27) 「肝付水路部長報告日誌 (3)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C09050494300、肝付 水路部長 報告日誌 明治 37~38 (防衛省防衛研究所)。
- 28) 国立国会図書館デジタルコレクション。
- 29) 国立国会図書館デジタルコレクション。
- 30) 国立国会図書館デジタルコレクション。
- 31) 海軍大臣官房編 (1941) : 『海軍制度沿革 巻 2 (編成)』、海軍大臣官房、pp.382-383
- 32) 前掲 31)、p.399 (国立国会図書館デジタルコレクション)
- 33) 今後の課題としては、日露戦争中に刊行された、普通海図、雑図以外の海図にあたる軍機海図、仮発行海図の調査が挙げられるが、これについては、国立国会図書館、海上保安庁海洋情報部、国立公文書館等には所蔵がなく、調査は未着手である。このうち、仮発行海図については、『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』(防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開)のうち、明治 37 年 3 月の水路部日誌 (49 コマ)によると、粗製品ではなく、戦時中に限り軍機に準ずる必要があるもので、平和克復後は一般に発行すべき海図であるとしている(「肝付水路部長報告日誌 (2)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C09050494200、肝付 水路部長 報告日誌 明治 37~38 (防衛省防衛研究所))。また、『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』(防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開)のうち 3 月・4 月の水路部日誌によれば、3 月 15 日、仮発行海図第 179 号日本海西部彫刻に着手する (112 コマ)とあり、4 月 1 日、海図 179 号 (日本海西部) 出版成る (127 コマ)とある(「肝付水路部長報告日誌 (3)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C09050494300、肝付 水路部長 報告日誌 明治 37~38 (防衛省防衛研究所))。しかしながら、明治 37 年 4 月 22 日の『官報』所収「水路告示」1487 号によると (国立国会図書館デジタルコレクション)、「海軍海圖新刊」として、4 月刊行の海図第 179 号「日本海西部」が記載されていることから、当初仮発行海図として刊行が計画されたものの、実際には普通海図として刊行されたと考えられる。さらに、『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』(防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開)のうち明治 38 年 5 月・6 月・

7月の水路部日誌によれば、5月12日、仮発行海図第2号（日本中部及朝鮮 改版）出版成る（413コマ）とあり、5月24日、仮発行海図第2号（日本中部）彫刻成る（422コマ）とあり、7月4日、仮発行海図第2号（日本中部及朝鮮）445枚（内115枚薄紙刷）を艦隊及各海軍へ発送する（461コマ）とあるが（「肝付水路部長報告日誌（8）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09050494800、肝付 水路部長 報告日誌 明治37～38（防衛省防衛研究所）及び「肝付水路部長報告日誌（9）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09050494900、肝付 水路部長 報告日誌 明治37～38（防衛省防衛研究所））。この仮発行海図第2号「日本中部及朝鮮」は、普通海図として翌年明治39年3月改版の海図第2号「日本中部及朝鮮」として刊行された可能性がある。軍機海図では、『水路部戦時日誌 肝付水路部長報告日誌』（防衛研究所所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター公開）のうち明治38年4月・5月の水路部日誌によれば、4月3日、軍機日本海南西部編纂着手（376コマ）、5月10日、軍機119号乙（日本海南西部、新刊）出版成る（410コマ）、5月11日、軍機119号乙（日本海南西部、新刊）彫刻成る（412コマ）、5月17日、軍機119号（日本海南西部）249枚を艦隊及各海軍測器庫へ発送する（415コマ）とあり（「肝付水路部長報告日誌（8）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09050494800、肝付 水路部長 報告日誌 明治37～38（防衛省防衛研究所））、この軍機海図に竹島の記載がある可能性がある。他の軍機海図を含めて今後の課題としたい。